

第十九条の表中、「にあつては」を「にあつては」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を削る。

第十五条中「であつて」を「であつて」に、「によつて」を「によつて」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「であつて」を「であつて」に、「によつて」を「によつて」に、「不意に作動」を「誤作動」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の次に次の二条及び章名を加える。

(主要な電気部品)

第十四条 動力プレスの制御用電気回路及び操作用電気回路のリレー、リミットスイッチその他の主要な電気部品は、当該動力プレスの機能を確保するための十分な強度及び寿命を有するものでなければならぬ。

2 動力プレスに設けるリミットスイッチ等は、不意の接触等を防止し、かつ、容易にその位置を変更できない措置が講じられているものでなければならぬ。

(電気回路の収納箱等)

第十五条 動力プレスの制御用電気回路及び操作用電気回路が収納されている箱は、水、油若しくは粉じんの侵入又は外力によりこれらの電気回路の機能に障害を生ずるおそれのない構造のものでなければならぬ。

2 前項の箱から露出している充電部分は、絶縁覆いが設けられているものでなければならぬ。

第三章 機械系統

第二十四条に見出しとして(ブレーキ)を付し、同条第二項を削り、同条第一項中「クランクプレス等」を「クランク軸等の偏心機構を有する動力プレス(以下「クランクプレス等」という。))に「によつて」を「によつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

機械プレスのブレーキは、次の各号に定めるところに適合するものでなければならぬ。ただし、

第二号の規定は、湿式ブレーキについては、適用しない。

一 バンドブレーキ以外のものであること。

二 ブレーキ面に油脂類が侵入しない構造のものであること。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレス及び自動プレス(自動的に材料の送給及び加工並びに製品等の排出を行う構造の動力プレスをいう。)にあつては、この限りでない。

第二十六条を削る。

第二十七条中「クランクプレス等にあつては」を「クランクプレス等又は自動プレスにあつては」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十六条とする。

2 前項のオーバーラン監視装置を備えるクランクプレス等は、オーバーラン監視装置により急停止機構が作動した場合は、スライドを始動の状態に戻した後でなければスライドが作動しない構造のものでなければならぬ。

第二十八条を削る。

第二十九条の見出しを(クラッチ又はブレーキ用の電磁弁)に改め、同条中「によつて」を「によつて」に、「専用プレス」を「身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレス」に改め、同条第三号及び第四号中「にあつては」を「にあつては」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条を第二十八条とし、第三十一条を第二十九条とし、第三十二条中「にあつては」を「にあつては」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「機械プレスブレーキにあつては」を「プレスブレーキにあつては」に改め、安全ブロックの下に「等」を加え、同条第三項中「しや断」を「遮断」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条、章名及び一条を加える。

(サーボプレスの停止機能)

第三十二条 サervoプレスは、スライドを減速及び停止させることができるサーボシステムの機能に故障があつた場合に、スライドの作動を停止することができるブレーキを有するものでなければならぬ。

2 サervoプレスは、前項のブレーキに異常が生じた場合は、スライドの作動を停止し、かつ、再起動操作をしても作動しない構造のものでなければならぬ。

3 スライドの作動をベルト又はチェーンを介して行うサーボプレスにあつては、ベルト又はチェーンの破損による危険を防止するための措置が講じられているものでなければならぬ。

第四章 液圧系統

(スライド落下防止装置)

第三十三条 液圧プレスは、スライド落下防止装置を備えていなければならない。ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の液圧プレスにあつては、この限りでない。

第三十四条から第三十八条までを削り、第三十九条を第三十四条とし、第四十条を第三十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 安全プレス

第四十一条第一項第一号中「スライドの作動中」を「スライドの上型と下型との間隔が小さくなる方向への作動中(スライドが身体の一部に危険を及ぼすおそれのない位置にあるときを除く。以下「スライドの閉じ行程の作動中」という。))に改め、同項第二号中「スライドを作動させるための押しボタン又は操作レバー(以下「押しボタン等」という。))を「スライドの閉じ行程の作動中にスライドを作動させるための操作部」に改め、同項第三号中「作動中」を「閉じ行程の作動中」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十六条とする。

3 安全プレスの構造は、第一項の機能が損なわれないよう、その構造を容易に変更できないものでなければならぬ。

第四十二条(見出しを含む。)中「ガード式」を「インターロックガード式」に改め、同条第一項中「ガードを閉じなければスライドが作動しない構造の」を「次の各号に定めるところに適合する」に改め、同項に次の各号を加え、同条第二項を削り、同条を第三十七条とする。

一 ガードを閉じなければスライドが作動しない構造のものであること。

二 スライドの閉じ行程の作動中(フリクションクラッチ式以外のクラッチを有する機械プレスにあつては、スライドの作動中)は、ガードを開くことができないう構造のものであること。ただし、ガードを開けてから身体の一部が危険限界に達するまでの間にスライドの作動を停止することができるものにあつては、この限りでない。

第四十三条中「第四十一条第一項第二号」を「第三十六条第一項第二号」に改め、寸動の場合を除き、を削り、同条各号を次のように改め、同条を第三十八条とする。

一 スライドを作動させるための操作部を操作する場合には、左右の操作の時間差が〇・五秒以内でなければスライドが作動しない構造のものであること。

二 スライドの閉じ行程の作動中にスライドを作動させるための操作部から手が離れたときはその都度、及び一行程ごとにスライドの作動が停止する構造のものであること。

三 一行程ごとにスライドを作動させるための操作部から両手を離さなければ再起動操作をすることができない構造のものであること。

第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条中「押しボタン等」を「スライドを作動させるための操作部」に、「下降速度」を「閉じ行程の作動中の速度」に改め、同条を第四十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(両手操作式の安全プレスのスライドを作動させるための操作部)

第三十九条 スライドを作動させるための操作部は、両手によらない操作を防止するための措置が講じられているものでなければならぬ。